

# 一部勝訴の判決！ ご支援ありがとうございました！！

<ご報告>

緊急措置入院時の診療記録(カルテ)の一部が黒く塗りつぶされているのはおかしいとして、全ての開示を求めた裁判の判決が出されました。非開示になっていた2点のうち『指定医が診察に先立って家族や警察官から聴取した情報』は、都が主張したような「おそれ」が具体的にあるとは認められず「不開示とした部分は違法である」と判断されました。

もう1点の『医師や看護師などの病院職員の氏名』は違法性が認められず、Aさんは控訴も検討なされましたが、着実に進めるために受け入れると決心され、判決が確定しました。

~~~~~ Aさんからみなさんへ メッセージ ~~~~~

この度のカルテ一部非開示処分取消行政訴訟ですが、DPI 障害者権利擁護センターのご支援を受けながら、本人訴訟でやりとおし、5回の口頭弁論期日を経て、5月19日に判決が出されました。

傍聴や取材でのご支援を下さいました皆様に、心よりお礼申し上げます。

今回の判決は、医師等の氏名以外の不開示は違法と認め、氏名以外は全て開示させるものです。一部勝訴ですが、氏名以外の記載内容はすべて開示されますから、実質的には、7割くらいは勝たせて頂けた感じがします。

裁判官は、本件の固有性・個別性を認めて開示を認める、画期的と思える判決を下さいました。私が本件措置を不服として、その問題解決のための端緒としての、開示請求であることなども認められ、非常に貴重な判決をいただきました。

今回の判決では、医師等の氏名は不開示のままとなりました。争点は、条例の例外に当たるか否かであり、千葉地裁の判例を出して争いましたが、残念ながら最高裁例に拠って認められませんでした。医師等の氏名の開示については、今後、今回の一部勝訴によって、新たに開示されるカルテの記載などを基に、さらに先の別の機会に、具体的な形で、改めて求めていく予定です。

勝訴部分の判決理由には感動すら覚えました。裁判官が、証拠や主張を丁寧にきちんと読み込んで、きちんと検討して、きちんと判断して下さいました。やっと、そういう場面に当たりました。やっと、本来当たり前前のごことが、私の身にひとつおきました。今まで全くありませんでした。

今回の判決は、家族や元主治医らによって、不当かつ不法といえるほどに、私を「精神障害者」化することにより、真実を歪曲し隠蔽せんとする、長年の非常におかしな「工作」の存在も、暗に認められたと言っても決して過言ではないよう読めます。

本件訴訟を争ったことの収穫は、十分にあったと思います。

悪質で不当かつ不法な歪曲隠蔽の封じ込めの渦中に、やっと、最初のきちんとした風穴があきました。

今後は、今回の結果を活かして、私の抱える積年の問題の、根本的な問題解決に向けて、さらに先へと進めていきますので、これからも、皆様のご支援とご指導を何卒よろしく願いいたします。

DPI日本会議メールマガジンを通して、私の裁判に傍聴に来て下さった当事者の方、取材者の方、本当にありがとうございました。

重々お礼を申し上げますとともに、今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

【背景】(\*以下は、前回リーフレットと同じ内容です)

Aさんは子どもの頃から家族による精神的、身体的な虐待を受けてきました。Aさんが家庭内の嘘や問題を明らかにしようとするたびに、家族は精神科医と結託して精神疾患に結び付け、本人に内緒で薬をジュースに混ぜる、関係者と口裏を合わせて騙す、事実を黙らせるなどの対応をし続けました。

措置入院の少し前には、家族はAさんについて「治安を乱さないように、しかるべき対応を講じるべきだ」というアドバイスを医師から受けている」ということを親戚へ話していました。措置入院はその延長上にあると思われます。事実関係の確認は、Aさんの生活に欠かせない重要な事柄であり、権利です。

Aさんは、措置入院決定後、54日間入院した民間の病院に対しても診療録の開示請求を行い、そこでは医師等の職員名を含むすべてが開示されています。その診療録や、普段通院している病院の診断書も証拠として提出しました。また、開示に同意する旨の、家族の同意書も提出し「かようなおそれはない」と主張して、2016年6月、一部非開示決定の取消しを求めて提訴しました。

これまでの間、東京都は条例を繰り返し述べるだけで、なぜ一部非開示なのかの説明をしていません。合理的な理由がないまま、安易かつ差別的に開示を拒むことは許されません。みなさまの関心が大きな力になります。ぜひ支援の傍聴をお願いいたします。

発行 DPI 障害者権利擁護センター

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5階

電話 03-5282-3137、FAX 03-5282-0017

e-mail kenriyogo@dpi-japan.org

お問い合わせ 担当:西田(ニシダ)